

# 三田市通讯中文版

## 三田市政府消息

# 8月



三田市公共会堂中心〒669-1528 三田市駅前町2-1 キッピーマール6階  
电话；079-559-5023 / 传真；079-563-8001 / E-mail: machizukuri\_u@city.sanda.lg.jp

### 8月の地域防災訓練案内

災害が起こった時に地域の人同士が助け合うことができるように、地域で防災訓練を行っています。災害時の避難などについて学びます(内容は地域によって異なります)。自分の地域の訓練に積極的に参加しましょう！

#### ■上規瀬自主防災会



8月18日(日) 11時～12時

上規瀬公民館

※天気などの都合で中止になる場合があります。

※不明な点は、下記に問い合わせてください。

【問合せ】消防本部 予防課(Shobohonbu Yoboka)

☎ 079-564-0119 FAX 079-563-1230

### 8月地区防災訓練通知

以发生灾害时地区居民能够互相帮助为目的，在市内各地区举行防灾训练。通过训练可以学习灾害发生时如何避难(各地区的训练内容不同)。

让我们积极地参加自己所在地区的训练！

#### ■上規瀬自主防災会

8月18日(星期日) 11点～12点

上規瀬公民館

※有可能因天气等原因被取消。

※如有不明之处，请向下列单位问询。

【问询】消防本部 预防科

☎079-564-0119 FAX 079-563-1230



### 2020年度 保育所・認定こども園等利用に関する説明会

三田市では、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育所を利用する場合の手続きや保育料などに関する説明会を開催します。2020年4月からの入園を考えている場合は、ご参加ください。

※説明会への参加の有無が、入園選考に影響することはありません。

■会場=ウッディタウン市民センター(三田市けやき台1丁目4-1) 大集会室

■日時=9月1日(日) ※内容は各回同じです

午前の部 10時30分～12時00分

午後の部 14時00分～15時30分

■定員=各回250人程度

■参加申込=不要(当日会場にお越しください)

■手話通訳・要約筆記=事前申込が必要です。8月14日(水)までに郵便またはFAXで、参加者氏名、住所、連絡先、参加時間帯(午前の部・午後の部)、手話通訳又は要約筆記の希望を書いて申込

※毎年午前の部の参加者が大変多いです。可能であれば

午後の部へご参加ください。

※駐車場は混雑しますので、可能であれば公共交通機関をご利用ください。

【問合せ】保育振興課 (Hoikushinkoka)

☎079-559-5073 FAX079-563-3611



### 2020年度 有关保育所 认定儿童园等的利用说明会

在三田市，将举办想进保育所、认定儿童园、幼儿园、小规模保育所时的手续和保育费用等的相关说明会。打算从2020年4月起送孩子进幼儿园的家长，请参加。

※有无参加说明会，对入园录取不会造成任何的影响

■会场=Woody Town 市民中心(三田市 Keyaki 台 1-4-1) 大集会室

■时间=9月1日(日) ※内容每次都相同

上午场 10点30分～12点

下午场 14点～15点30分

■定员=每次 250 人左右

■参加报名=无需报名(请当天直接到会)

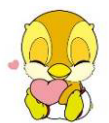
■手语口译·书面摘要=需要事先申请。须于8月14号(星期三)之前用邮寄或传真，填写参加者姓名，地址，联系方式，参加时段(上午场·下午场)，并写明需求是手语口译或书面摘要后申请。

※每年上午场的参加者特别多。如果可能，请尽量参加下午场。

※停车场非常拥挤，如果可能，请尽量利用公共交通手段。

【问询】幼保振兴科

☎079-559-5073 FAX079-563-3611



灾害时的紧急信息避难信息等，向您的手机邮件提供及时正确的讯息。

在“兵庫防灾网 (Hyogo Emergency net)”上赶快登记吧。http://bosai.net/e/ (英, 中, 韩, 葡, 越)

### 国民健康保険2019年度の納税通知書を送付

2019年度の国民健康保険税の納付が7月から始まりました。国民健康保険に加入している世帯に、納税通知書を7月中旬に送付しました。

国民健康保険税は世帯主と国保加入者の前年の所得や人数に応じて、世帯単位で決まります。

#### ◆納付方法について

##### ①普通徴収（口座振替または納付書による納付）

7月から翌年3月まで毎月の納付です。口座を登録していない世帯主へは、納付書を送ります。コンビニエンスストアなど支払い可能な店舗について納付書裏面をご覧ください。

##### ②特別徴収（年金からの天引き）

自動で天引きされるので、手続きする必要はありません。今回の通知で今年度分の天引き額をお知らせします。

#### ◆非自発的失業による保険税の軽減制度について

倒産・解雇や雇い止めなどにより失業した人で、離職日時点で65歳未満の人を対象に保険税が軽減されます。申請にはハローワークが発行する「雇用保険受給資格者証」が必要です。

#### ◆納付が困難な場合

災害や解雇等による長期失業など、特別な事情で保険税の納付が困難な世帯は、申請すると減免される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

【問合せ】国保医療課資格収納係 (Kokuho iryoka Shikakushunogakari) ☎079-559-5050 FAX079-559-2636

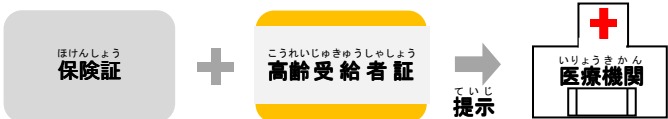
### 国民健康保険

#### 国民健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定証 (限度額証) の更新

加入者の限度額証の更新時期は毎年8月1日です。現在限度額証を持っていて引き続き必要なのは、下記の窓口へ申請してください。(毎年申請が必要です)

#### 新しい国民健康保険高齢受給者証 (高齢受給者証) を送付

国保加入者で70~75歳未満の人へ、7月下旬に高齢受給者証を送りました。8月1日から新しい高齢受給者証 (オレンジ) を使ってください。また、高齢受給者証は保険証と同じ「カード型」です。毎年12月更新の保険証は、間違えて捨てないよう、注意してください。



(※薄い灰色) (※上下、オレンジ)

※医療機関等の窓口では、保険証と高齢受給者証の2枚を提示してください。

【問合せ】国保医療課給付係 (Kokuhoiryoka)

Kyufugakari) ☎ 079-559-5049 FAX 079-559-2636

### 将发送国民健康保険 2019 年度の缴税通知单

2019 年度的国民健康保険税的缴纳将从 7 月开始。加入国民健康保险的家庭、缴税通知单将在 7 月中旬正式发送。

国民健康保险税是根据户主和国保加入者的前一年的所得或根据人数、以家庭为单位来决定缴税额。

#### ◆关于缴纳方法

##### ①普通收缴（可通过银行转账或根据缴费单缴费）

可从 7 月到第二年的 3 月底为止每月分期缴费。如果没有登录银行账户的户主，将发送缴费单。利用便利店等支付的店铺请参考缴费单背面的说明。

##### ②特别收缴（从养老金中扣除）

因为它是自动扣除的，所以不必要办理手续，这次通知将告知本年度的扣款金额。

#### ◆关于非自愿失业带来的保险税减轻制度。

因倒闭，解雇或雇佣合同期满等理由而失业的人，在离职日时未满 65 周岁的人可以减轻保险税。申请时必须要有 hello work 发行的「雇佣保险受给资格者证」。

#### ◆在缴费有困难的情况下

由于受到灾害或解聘等原因导致长期失业等特别的事由而缴费困难的家庭，可申请减免。详情请询问。

【问询】国保医疗科 资格收纳负责人

☎079-559-5050 FAX 079-559-2636



### 国民健康保険

#### 国民健康保険 限度額適用・標準負担金額減免認定証 (限度額証) の更新

加入者の限度額証の更新時期在毎年 8 月 1 号。现在持有限度額証，并且继续需要的人，请向下列窗口申请。(需要每年申请)

#### 寄送新的国民健康保险老年人受给者证 (老年人受给者证)

有加入国保且位于 70~75 岁未滿的人，将于 7 月下旬寄送老年人受给者证。从 8 月 1 号起请使用新的老年人受给者证 (橙色)。另外，老年人受给者证跟保险证一样是「卡片型」的。千万注意不要与每年 12 月才更新的保险证搞错丢弃。



(※薄灰色) (※上下、橙色)

※在医疗机构等的窗口，请一并出示保险证与老年人受给者证两张。

【问询】国保医疗科 给付负责人

☎ 079-559-5049 FAX 079-559-2636

**児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の現況届をお忘れなく**

○児童手当の現況届  
児童手当現況届が必要な人に、届出用紙及び返信用封筒を送付していますので、郵送で下記に提出してください。未提出の場合、6月分以降の手当の支給ができません。

○児童扶養手当の現況届  
母子父子家庭等で児童扶養手当を受けている人は、必ず8月1日(木)から30日(金)までに必要書類を持参し、市役所で手続きしてください。未提出の場合、11月分以降の手当の支給ができません。

○特別児童扶養手当の現況届  
特別児童扶養手当を受けている人は、現況届(所得状況届)、必要書類と証書を必ず8月9日(金)から9月11日(水)までに提出してください。未提出の場合、8月分以降の手当の支給ができません。

【問合せ】子ども家庭課 (Kodomokateika)

☎ 079-559-5072 FAX 079-563-3611

**未婚の児童扶養手当受給者への臨時・特別給付金の申請**

児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親の方へ臨時・特別給付金を支給します。該当する人は、下記へ申請・問い合わせください。

■対象=次のすべての要件に該当する方

- ①2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
- ②基準日(2019年10月31日)までに婚姻(法律婚)をしたことがない方
- ③基準日に事実婚をしていない人又は事実婚の相手の生死が明らかでない方

■支給額=17,500円

■申請期間=2019年8月1日(木)~12月2日(月)

【問合せ】子ども家庭課 (Kodomokateika)

☎079-559-5072 FAX 079-563-3611

**私立幼稚園就園奨励費補助金の交付申請**

市内在住で私立幼稚園(市外も対象)に在園する園児(満3歳児~5歳児)の保護者に私立幼稚園就園奨励費補助金(2019年4月~9月までの保育料が補助対象です)を交付します。

申請書類などについては、幼稚園から配付するので、必要事項を書いて、申請してください。配付がない場合は、在園する幼稚園または幼児教育振興課に問い合わせください。

【問合せ】幼児教育振興課 (Yojikyokushinkoka)

☎079-559-5232 FAX 079-563-3611

**请不要忘记提交儿童津贴、儿童抚养津贴、特别儿童抚养津贴的现状报告书**

○儿童津贴的现状报告书

对需要提交儿童津贴现状报告书的人, 将会寄送通知书以及回复信封, 请用邮寄向下列单位提交。未提交的情况下不能支付6月以后的津贴。

○儿童抚养津贴的现状报告书

在母子父子等单亲家庭并领取儿童抚养津贴的人, 必须于8月1号(星期四)至30号(星期五)前携带必要文件, 到市政府办理手续。未提交的情况下不能支付11月以后的津贴。

○特别儿童抚养津贴的现状报告书

领取特别儿童抚养津贴的人, 现状报告书(收入状况报告书)、必要文件和证明书, 务必于8月9号(星期五)至9月11号(星期三)之前提交。未提交的情况下不能支付8月以后的津贴。

【问询】儿童家庭科

☎ 079-559-5072 FAX 079-563-3611



**未婚单亲的儿童抚养津贴领取人可申请临时・特别补贴金**

儿童抚养津贴的领取人之中, 向未婚单亲父母发放临时・特别补贴金。符合条件的人, 请向下列单位申请・问询。

■对象=符合下列所有条件的人

- ① 领取2019年11月份儿童抚养津贴的父亲或是母亲
- ② 于基准日(2019年10月31号)为止没有结过婚(法律结婚)的人
- ③ 于基准日没有过事实婚姻的人或是事实婚姻的对象生死不明的人

■补贴金额=17,500日元

■申请期间=2019年8月1号(星期四)~12月2号(星期一)

【问询】儿童家庭科

☎ 079-559-5072 FAX 079-563-3611

**关于私立幼儿园入园奖励补贴金的发放申请**

对居住在市內, 在私立幼儿园(包含市外私立幼儿园)的入园儿童(满3岁儿~5岁儿)的家长, 可提交私立幼儿园奖励补贴金(以2019年4月~9月为止的托儿费为补贴对象)申请。

对于申请资料等内容, 会由幼儿园发送申请资料等, 请填写必要事项并申请。如果没有拿到发送的资料, 请向所在幼儿园或幼儿教育振兴科咨询问询。

【问询】幼儿教育振兴科

☎079-559-5232 FAX 079-563-3611



**乳幼児健診 8月**

受付時間 12:45~13:45(予約不要)  
 ・事前に個人へ案内を送付しています。  
 ・健診までに母子健康手帳の保護者欄に必要事項を必ず書いてください。  
 ・その他の母子保健事業、献血については、三田市ホームページに載せています。また、追加で実施されることがあります。  
 (<http://www.city.sanda.lg.jp/kosodate/ninshin/index.html>)

**婴幼儿健康检查 8月**

■受理时间=12:45~13:45(不用预约)  
 ・已经事先向个人发送了通知。  
 ・在健诊前请务必在母子健康手册的家长栏里填写必要事项。  
 ・有关其它母子保健事业、捐血，会登载在三田市网页。可能会再追加实施。  
 (<http://www.city.sanda.lg.jp/kosodate/ninshin/index.html>)



事業名 事业名称	実施日 实施日期	対象 对象	持ち物 携带物品
4か月児健診 4个月儿童健诊	2(金 星期五), 28(水 星期三)	2019年4月生まれ 2019年4月出生	母子健康手帳、問診票、バスタオルを持参 携带母子健康手册、问诊票、浴巾
9か月児健診(9~10か月児) 9个月儿童健诊 (9~10个月儿童)	6, 20 (火) (星期二)	2018年10月生まれ 2018年10月出生	
1歳6か月児健診 1岁6个月儿童健诊	1(木 星期四), 27(火 星期二)	2018年1月生まれ 2018年1月出生	
3歳児健診 3岁儿童健诊	7, 21 (水) (星期三)	2016年6月生まれ 2016年6月生	母子健康手帳、問診票、目と耳に関するアンケート、尿5ccを持参 携带母子健康手册、问诊票、有关眼睛、耳朵的问卷、5cc的尿

**子育て世代包括支援センター「チャッピーサポートセンター」**

妊娠・出産・育児のさまざまな疑問、悩みについて気軽に相談ください。どこに相談すればいいの?と思うことや祖父母などご家族からのご相談もお受けします。  
 ★専用電話番号: 079-559-6288 月~金(祝・年末年始を除く) 9:00~12:00 12:45~17:30  
 【問合せ】健康増進課 (Kenkozoshinka) (住所: 川除675)  
 ☎079-559-5701 Fax 079-559-5705

**育儿世代包括支援中心「育儿世代包括支援中心」**

有关妊娠・分娩・育儿的各种疑问、烦恼，欢迎随时前来咨询。应该和哪里商量呢?等自己的想法或来自祖父母等亲属的咨询都可以接受。  
 ★专线电话: 079-559-6288 星期一~星期五(除了节假日・年末年初) 9:00~12:00 12:45~17:30  
 【问讯处】健康増進科 (住所: 川除 675)  
 ☎079-559-5701 Fax 079-559-5705

**外国人住民のための「よろず相談窓口」**

日常生活でわからないことや困っていることなどの相談に、お気軽にご利用ください。  
 相談は無料です。相談内容の秘密は守ります。  
 ■日時=毎月第2水曜日と第4土曜日  
 10時30分~12時30分  
 ★8月14日(水)、24日(土)です。  
 ■場所=まちづくり協働センター(電話相談も可能。)  
 ■対応言語=日本語、中国語、英語  
 (その他の言語は、事前に相談してください。)  
 【問合せ】国際交流プラザ(Kokusaikoryu Plaza)  
 10時~17時 ☎ 079-559-5164 火曜休  
 Email kippy-kokusaip@bz04.plala.or.jp



**为外国人的「万事通咨询窗口」**

在日常生活当中遇到不知道的事或困难的时候，请随时来咨询。费用免费。对咨询内容严守秘密。  
 ■日期与时间=每月第2个星期三和第4个星期六的  
 10点30分~12点30分  
 ★8月份的咨询安排在14日(星期三)和24日(星期六)。  
 ■地点=三田市公共会堂中心(同时接受电话咨询。)  
 ■可以利用翻译服务的语言=日文、中文、英文(如果希望利用其他语言翻译服务，请事先向下列单位问讯。)  
 【问讯处】国际交流广场  
 10点~17点 ☎ 079-559-5164 星期二休息  
 E-mail kippy-kokusaip@bz04.plala.or.jp

